【規程番号　神女短Ｖ－004】

不開講科目及び廃止科目に関する内規

この内規は神戸女子短期大学履修規程第５条第３項に基づき、不開講科目及び廃止科目に関する事項を定めるものとする。

１．（不開講科目）

① 受講生が５名（聴講生を除く）以下の科目は授業不開講を原則とする。授業不開講は、履修登録期間終了時（修正期間は含まない）に決定する。

② 必修科目（卒業科目・教職科目・資格科目）は不開講科目の対象から除く。また、各学科及び全学共通教育部で選定した科目において、教務委員会で審議し学長が承認した場合は、受講生数に関わらず不開講科目から除く。

③ 同一科目を複数クラス開講し、受講生が５名（聴講生を除く）以下のクラスがある場合は、合併し授業を開講することができる。

④ 不開講科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で不開講にする場合は、教務委員会で審議し学長が決定する。

２．（廃止科目）

① 連続４年間、受講生が５名以下の不開講科目は廃止科目とすることを原則とする。１年目の不開講科目決定を受けて、これを２年目以降の「学生便覧」に廃止予定科目として明記し、記載後不開講３年連続をもって廃止科目とする。
廃止は、その科目の教員と関係する教務委員とで協議、教務委員会で審議し学長が決定する。

② 廃止科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で廃止にする場合には教務委員会で審議し学長が決定する。

３．（改廃）

この内規の改廃は教務委員会の意見を聴き学長が行う。

４．（附則）

この内規は、令和２年４月１日から施行する。